

令和6年9月20日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、武内建設株式会社（所在地 千葉県市川市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
武内建設株式会社	千葉県市川市柏井町2-1426

2. 指名停止措置期間

令和6年9月20日から令和7年2月19日まで（5ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年度に千葉県市川市が発注した3件の下水道関連工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から工事の入札情報を得た見返りに、複数回にわたり計25万円相当の飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役等が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内